

# 公民対話の機会について

## ●目的

民間と行政が異なる視点・価値観から行政課題等の解決に向けて議論することで、新たな公民連携プロジェクトの創出等につなげていくことを目的とします。

## ●趣旨

「〇〇について聞いてみたい」といった行政事業の企画立案前の気軽な意見交換を趣旨とします。事業推進の過程で必要とされる「サウンディング型市場調査」ではありません。

## ●基本の流れ

- ①参加企業の募集
- ②開催
- ③公民連携ポータルサイトにおいて開催概要を公開

## ●留意点

- ・「公民対話の機会」の対話内容は、今後の検討の参考とするにとどまることとし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のもので、その先の事業推進について何らの約束をするものではないこととします。（公平性担保のため総合調整室が同席させていただきます。）
- ・参加実績は、将来、当該部署が行う事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- ・参加に要する費用（交通費等）は、参加者の負担とします。
- ・対話の中で知り得た行政・民間双方の知的財産等に係る情報については、他に洩らさないことをお約束いただきます。（開始前に書面にご署名いただきます。）
- ・対話中の撮影・録音は不可です。（記録のため事務局が録音をします。）メモをお取りいただくことは可能です。
- ・終了後、対話の概要を公民連携ポータルサイト等で公表します。公表内容は参加者に対して事前に確認をします。なお、企業の知的財産等に係る内容は公表しません。
- ・記録のため事務局において議事録を作成いたします。当該文書は行政文書公開請求の対象となりますが、万が一請求があった場合、参加企業担当者の個人情報及び企業の知的財産等に係る内容は原則公開いたしません。なお、この場合も公開内容は参加者に対して事前にご相談させていただきます。